

議案第 58 号

前橋市創業センターの設置及び管理に関する条例の制定について

令和元年 5 月 30 日提出

前橋市長 山 本 龍

前橋市創業センターの設置及び管理に関する条例

(設置)

第 1 条 創業しようとする者又は創業してから間がない者（以下「創業者」という。）及び本市に事務所又は事業所を有する事業者（以下「市内事業者」という。）に対し、創業及び事業活動を支援することにより、本市の産業を振興し、もって地域経済の発展に寄与するため、本市に前橋市創業センター（以下「センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 前橋市創業センター
- (2) 位置 前橋市千代田町二丁目 7 番 10 号

(事業)

第 3 条 センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 創業及び事業活動に必要な支援に関すること。
- (2) 次に掲げる施設を創業者、市内事業者等の利用に供すること。

ア インキュベーションオフィス

イ 会議室

ウ ものづくりラボ

エ セミナーホール

オ チャレンジショップ

- (3) その他センターの設置の目的を達成するため必要なこと。

(利用許可等)

第 4 条 センターを利用しようとする者は、市長の許可（以下「利用許可」という。）を受けなければならない。

2 市長は、利用許可をするに当たっては、センターの管理上必要な条件を付することができる。

3 インキュベーションオフィス及びチャレンジショップを利用することができる者は、創業者のうち、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 新たに事業を開始し、又は会社を設立しようとする者であって、本市の産業の振興に資すると市長が認める事業を行おうとするもの

(2) 新たに事業を開始し、又は会社を設立した日から5年を経過していない者であって、本市の産業の振興に資すると市長が認める事業を行うもの

(3) その他市長が必要と認める者

4 会議室、ものづくりラボ及びセミナーホールを利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 前項各号に該当する創業者

(2) 本市の産業の振興に資すると市長が認める事業を行う市内事業者

(3) その他市長が必要と認める者

(利用許可の期間)

第5条 インキュベーションオフィスの利用許可の期間は、3年を超えることができない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

2 チャレンジショップの利用許可の期間は、1か月を超えることができない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(利用許可の制限)

第6条 市長は、利用許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可をしないことができる。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 施設又は附属設備（以下「施設等」という。）を損傷し、汚損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。

(3) その他センターの管理運営上支障があると認められるとき。

(利用許可の取消し等)

第7条 市長は、利用許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用を中止させ、又は利用許可を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により利用許可を受けたとき。

(2) 利用許可の条件に違反したとき。

(3) 前条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(4) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

(5) 災害その他の事故により、利用できなくなったとき。

(使用料)

第8条 センターを利用しようとする者は、利用許可を受ける際、別表に定める使用料を納付しなければならない。

(使用料の不還付)

第9条 納付した使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 利用許可を受けた者の責めに帰することができない理由によりセンターを利用することができなくなったとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、市長が特に必要があると認めるとき。

(使用料の減免)

第10条 市長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(原状回復の義務)

第11条 利用許可を受けた者は、その利用を終了したとき、又は第7条の規定により利用を中止され、若しくは利用許可を取り消されたときは、直ちに施設等を原状に回復しなければならない。

(賠償責任)

第12条 利用許可を受けた者は、施設等を損傷し、汚損し、又は滅失したときは、これを原状に回復しなければならない。ただし、原状に回復することができないときは、市長の認定する額を賠償しなければならない。

(入館の拒否等)

第13条 市長は、センターの入館者が第6条各号のいずれかに該当するときは、当該入館者に対し、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

(指定管理者による管理)

第14条 センターの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者に行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合において、指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

(1) 第3条に規定する事業に関する業務

(2) センターの施設等の維持管理に関する業務

(3) その他市長が定める業務

3 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則で定める管理の基準に従い、センターを適正に創業者、市内事業者等の利用に供しなければならない。

4 指定管理者は、センターを管理するに当たって個人情報を取り扱うときは、前橋市個人情報保護条例（平成9年前橋市条例第46号）の規定に基づき、当該個人情報の適正な取扱いのために必要な措置を講じなければならない。

5 第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合における第4条から第7条まで及び前条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、

「指定管理者」とする。

(利用料金)

第15条 前条第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合において、市長は、適当と認めるときは、指定管理者が使用料の額の範囲内において市長の承認を得て定める額を、センターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）とし、当該指定管理者の収入として収受させることができる。

2 前項の規定により利用料金を収受させる場合における第8条から第10条までの規定の適用については、これらの規定中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第8条関係）

(1) インキュベーションオフィス

区分		使用料（1か月につき）
パーティションタイプ	1ブース	6,600円
オフィス（小）	1室	19,800円
オフィス（大）	1室	33,000円

(2) 会議室・ものづくりラボ・セミナーホール

区分	使用料		
	9時～12時	13時～17時	18時～22時
会議室	400円	500円	500円
ものづくりラボ	400円	500円	500円
セミナーホール	1,600円	2,000円	2,000円

(3) チャレンジショップ

区分	使用料（1日につき）	
	9時～17時	9時～22時
厨房を使用しない場合	2,000円	3,000円
厨房を使用する場合	3,000円	4,000円

摘要

1 インキュベーションオフィスの利用期間に1か月に満たない期間があるときは、その期間は1か月として計算する。

2 会議室・ものづくりラボ・セミナーホールの利用者が入場料等（入場料、会費、賛助金、寄附金等その名目のいかんにかかわらず入場する者から利用者が徴収する金銭をいう。）を徴収する場合（無料で入場させる場合であっても、商品の売上高による招待券で入場させる等、営利宣伝その他これに類する目的で利用する場合を含む。）は、この表の(2)に定める使用料の2倍の額の使用料を徴収する。